

川口市立原町小学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和5年4月
川口市立原町小学校

目次

はじめに	1
第1 原町小学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置	3
2 重大事態への対処	7
（1）重大事態への対処の流れ	7
（2）川口市教育委員会又は本校による調査	8
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
（※「いじめ対応マニュアル」に基づく共通理解と共通行動の推進）・・・	13～20
<資料> 年間行事予定	21

はじめに

本校では、「すべての子供の学びを保障する笑顔あふれる原町小学校」を目指す学校像とし、「なかよく、かしこく、たくましく」を学校教育目標として、全職員共通理解のもと、教育活動を進めてきている。そして、いじめ防止のために、積極的な生徒指導の推進に力を入れている。いじめの未然防止には、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業やその他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できることが大切である。そのため、いじめを許さない態度や行動力の育成力を図るため、道徳や学級活動の授業で取り上げることはもちろん、全教育活動において、児童の独自性を尊重し合う好ましい人間関係を育て、所属感や連帯感を育ててきた。縦割り活動である「なかよしグループ」での異学年交流、児童会役員を中心とした「人権集会」の実施など、様々な活動を通して、児童に豊かな人間性を育てよう努めている。また、学期ごとのいじめに関するアンケート調査（みんなのアンケート）や毎月の生徒指導委員会における情報共有などを通していじめの実態把握に努めたり、学年で互いに学級の様子を見合ったり、管理職や専科の教員と連携したりするなどして、全職員で全児童を育てるようにしている。

「川口市立原町小学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「原町小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び川口市いじめを防止するまちづくり推進条例第6条に基づき川口市いじめ防止等のための基本的な方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 原町小学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法 （学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

原町小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、原町小学校基本方針が、本校の実情に即してき

ちゃんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア 法第22条に基づき原町小学校いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。定期的に開催する生徒指導委員会と兼ねる。
- イ 原町小学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、年度末に基本方針をふり返り、改善していく。
- ウ 年度末にいじめ問題対策委員会の取組、活動をふり返り、次年度に改善していく。
- エ 生徒指導年間計画に「いじめ防止」に関する項目を入れる。
- オ 道徳、特別活動の年間指導計画に「いじめ」に関わる項目を明示し、教員の意識を高めて指導にあたる。
- カ 心の教育の中心として道徳を位置付け、教科書やその他の資料を活用し、「いじめをしない子」を育成していく。
- キ 学期に1回いじめに関するアンケート（みんなのアンケート）を行い、いじめの早期発見に努める。
- ク いじめの早期発見・早期対応に努め、認知したいじめについて共有するとともに市教委へ報告する。（定期報告）
- ケ 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間（11月）では、児童会を中心に「いじめゼロ」を児童の声で呼びかけ、標語やポスター等に取り組み、児童の意識を高めるとともに、「いじめゼロサミット」へ参加し、他校との交流から学ぶ機会をつくる。その期間に道徳の学習では「いじめ」に関わる内容の教材を指導する。
- コ 原町小学校区民生委員・児童委員・主任児童委員・学校職員連絡会を開くことにより地域との連携を深める。
- サ 町会行事への職員の参加をとおして、地域・学校応援団との協力体制を構築する。
- シ いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制整備の策定に当たり、自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。
- ス 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間計画を組織的、計画的に実行する。
- セ 児童の様子や変化等を見抜く力を高めるため、全教職員で生徒指導に関する研修を行う。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法 （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する

者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「原町小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。また、いじめの防止等に関する責任体制を確立するため、「いじめ対応教員」を置く。

いじめ対応教員はいじめに関する情報を教職員で共有するための必要な措置を講ずる。いじめに係る相談に応じ、その助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催する。必要な場合、いじめ対策委員会を招集する。いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずる。子ども関連団体関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求める。川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査または調整活動を行い、これらの期間に協力する。いじめ対応教員はいじめ対策委員会を招集し、主宰する権限をもつ

問題対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、教務主任、いじめ対応教員、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から充て、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、川口市教育委員会との連携を図り第三者として、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者、PTA、地域の方の参加を図る。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 設置・運営する原町小学校いじめ問題対策委員会は、いじめ対応において中心的な組織とする。
- イ 構成員は校長・教頭・教務主任・生徒指導主任（いじめ対応教諭）・学年生徒指導担当・養護教諭等とする。必要に応じて専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を構成員に加える。
- ウ いじめ問題対策委員会は委員会の年間活動計画の作成・実行・検証・修正をする。

- エ いじめの相談、警察や関係諸機関への通報の窓口とする。
- オ 委員会を中心に情報収集や情報共有を行い、職員全体の共通理解・共通行動を図る。
- カ いじめの加害・被害児童への指導、保護者対応を行う。

（２）いじめ対応教員の任命

条例第１２条に基づき、校長は、該当学校におけるいじめの防止等に関する責任訂正を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ア いじめのに関する情報を教員で共有するために必要な措置を講ずること。
- イ 児童、保護者、その他市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に関わる相談に応じ、校長の指導の下、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- ウ いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、原町小学校いじめ対策委員会を招集すること。
- エ いじめの事実があると疑われる場合において、担任等と連携し、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- オ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力依頼について管理職へ提案すること。また、校長の指導の下、それらの機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

（３）本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（学校の基本的施策）
第 11 条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
（１） いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
（２） いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
（３） 当該学年に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、道徳や特別活動を中心とした日常の指導をとおして、子供たち自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつとともに、子供たち同士が互いに声を出し、行動で示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。

『きらり川口いじめゼロサミット』からの「いじめ絶対ゆるさない宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの早期対応に取り組む。

また、『ライフスキルかわぐち』を活用するなどして、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、川口市人権教育推進協議会発行の「人間であること」や埼玉県教育委員会発行の「人権感覚育成プログラム」を活用し、児童生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても触れるようにする。

加えて、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

- ④ 自分の指導を振り返る機会として「事故・不祥事等防止のためのチェックリスト」を学期末に実施する。（不祥事防止研修会）
- ⑤ 「保護者による体罰調査」「学校評価アンケート」を、児童が傷つくような発言等の不適切な指導がないかを点検する機会とする。

(イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 居場所をつくる。（「ここは安心できる。」「居心地がいいな。」）
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうする」といいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等をとおして、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童のいじめ未然防止に向けた『いじめ防止教室』を開催する。

また、インターネット上のいじめに遭遇しないよう埼玉県警サイバー対策課『情報セキュリティ講演』等を活用し情報モラルの徹底を図る。

さらに、児童生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな行為であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市月例いじめ調査や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 生活アンケートを記名、実態把握をするとともに、記入があった児童に対して迅速に事実確認や指導を行い、アンケート用紙にその記録を残す。管理職・生徒指導主任・いじめ対応教諭で共有し、いじめ問題対策委員会においても共有する。
- (イ) 埼玉県教育委員会発行の「彩の国生徒指導ハンドブック Its 2019」にある「教職員用いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任（いじめ対応教諭）、学年主任、管理職に相談する。
- (ウ) 「Its 2019」にある「いじめの早期発見」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (エ) 国立教育政策研究所発行の「生徒指導リーフ」参考にし、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導（「Ts 2019」参照）

いじめの内容や関係する児童（生徒）について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援（「Ts 2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

指導後も見守りを続け、3か月後にいじめに係る行為が止んでいること、被害児童が苦痛を感じていないことが確認できたことをもって解消とする。年度をまたいだことで安易に解消としない。また、再発の可能性もあることから、事案によっては解消後についても注意深く見ていく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害児童の気持ちになって考えさせ、いじめの加害児童と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 『ライフスキルかわぐち』を活用し、自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション能力を身に付けさせ、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 市教育委員会への報告

法第23条第2項及び条例第6条第4項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。た

だし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、原町小学校いじめ対策委員会に置いては、解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、事案に応じて支援プランを策定し、確実に実行する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、事案に応じて該当いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く見守っていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(10 ページ以下参照)

イ いじめにより重大な被害を生じた重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児

童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（２）川口市教育委員会又は本校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３ 第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして

報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害

されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童（生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意できるようにする。
- ⑤ 調査を行う組織については、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接

の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるため、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会へ報告するとともに必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I's 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。川口市教育委員会又は本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、川口市教育委員会又は本校は、他の児童の

プライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

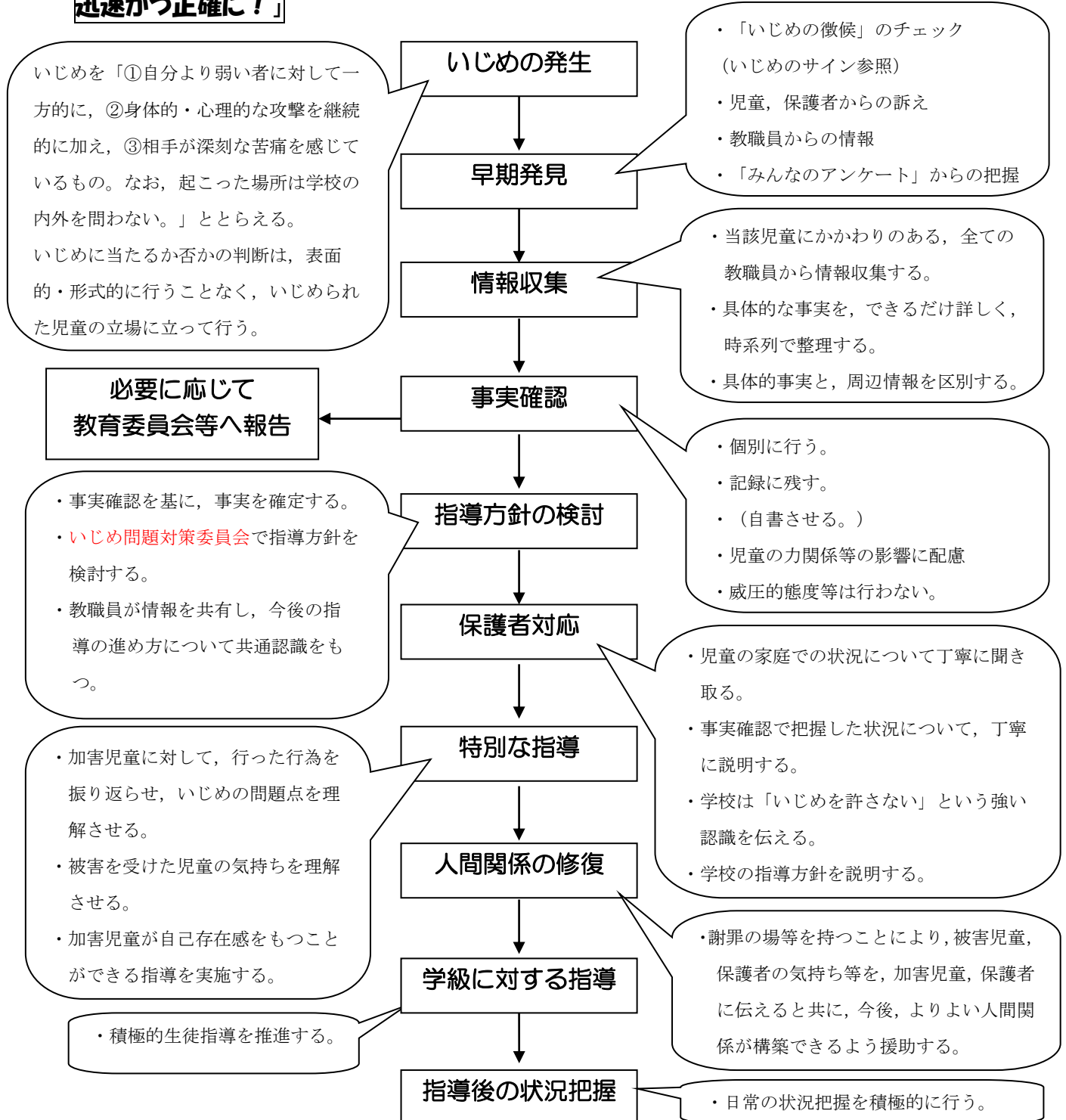
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、原町小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、原町小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

いじめ対応マニュアル

川口市立原町小学校

「いじめられている児童を必ず守るという意識を」そして、「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」



「いじめへの対応は，スピードが大切」です。しかし、「いい加減な対応は事態を悪化」させます。

いじめ問題について

学校の取組の徹底について

- いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。
- 学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

いじめ防止の対応

1 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) いじめている児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- (2) 児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

2 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- (4) いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処すること。

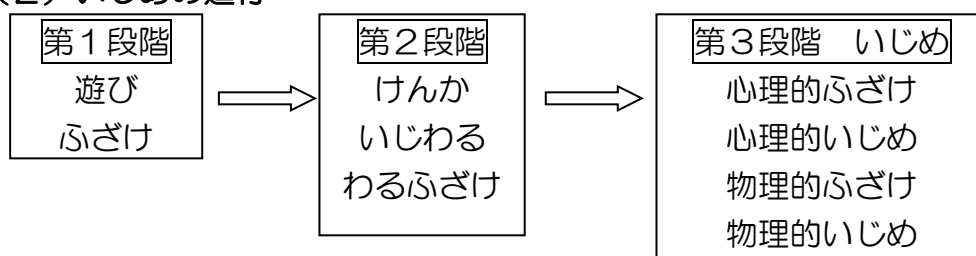
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

1 いじめの理解

(1) いじめとはなにか

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの進行



○校内指導体制

学級担任	○早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ○いじめに気付いた時は、あせらない、あわてないこと。 ○話を聞いたり行動を観察したりして問題をつかむこと。 ○一人で抱え込まず、すぐに相談するなど教職員間で情報を共有すること。 ○小さな事実を見逃さず、担任の姿勢・方針を具体的な姿で伝えていく。 ○いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ○子供同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	○学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ○学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ○いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。

専科	○特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ○いじめの信号をキャッチしたら担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。
いじめ対応教員・生徒指導・教育相談等	○いじめへの認識を高める。 ○学級担任を精神的に支え、共に考えていく。 ○家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止め、解決への努力を示す。) ○いじめを学級や学年だけの問題にせず、学校全体を巻き込む。(相談してよかった、という雰囲気づくり。いじめ撲滅の連帯意識の向上を図る。) ○学年会、生徒指導委員会、職員会議等の場で、その解決策、支援策等について校内の指導体制を確立する。 ○必要に応じて、担任以外の教師が面談や教育相談及び学習指導などを行う。 ○警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	○把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長、教頭、いじめ対応教員に伝える。 ○保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。 ○訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみを共に共有する。 ○いじめや仲間はずれが口実にすぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ○信頼されて安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。
教頭	○いじめは人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ○いじめの具体的な指導の留意点等について職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ○全教育活動の中で、児童(生徒)を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	○全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。

○いじめの早期対応

(1) いじめられている子には

教師は教えることを職業としている。しかし、いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。傾聴の姿勢。
- ② 安心：具体的支援内容を示す。教師は絶対的な味方。秘密を守ることが約束しながら。
- ③ 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。不安の除去。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。交友関係の醸成。
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。自立の支援。＊心理的なケアを十分に行う。

(2) いじめている子には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決めつけない。
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。受容的態度。
- ③ 内省：いじめられている子のつらさに気付かせる。いじめを完全にやめさせる。
→いじめは絶対にいけないことの指導。／いじめている子もつらい立場かもしれない。
- ④ 処遇：課題解決の為に援助を行う。→いじめのエネルギーの善用を図る。
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼。
＊心理的なケアを十分に行う。

(3) いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にするので事実を伝え、連絡を密接にとる必要がある。

- ① いじめの事実を正確に伝える。

- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない！
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言。
 - ・児童の理解不足、感性の乏しさを問われる発言。
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言。
 - ・自己防衛的な発言。
 - ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言。
 - ・具体性のない発言。
- ④ 家庭との連絡を密接にとる。
 （いじめられている子の保護、いじめている子の指導、学級内の人間関係の改善、いじめている子の保護者への協力依頼）
 ＊いじめられている子の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

（４）いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

（５）学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う。（当事者の了解・配慮）
- ② いじめられた子に共感させ、いじめた子も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり、無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

◆学級での話し合いの進め方◆

ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である

イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り。自己内省による知的変革

- ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動（是認、黙認→責任の確認）
人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

（６）関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

New I's（埼玉県いじめ対策検討委員会より）

そっとあなたを 見（eye）守るよ
 きっと 合図を受け止めるよ
 ずっと君を 愛しているよ
私（I）がいるから大丈夫

上記のような心を常にもち、児童の目線になり対応していく。いじめが起こった場合は「共通理解・共通行動」で全体で対応する。

◆いじめに関する相談機関◆

No	相談機関名	所在地等	電話番号
1	よい子の電話教育相談	埼玉県立総合教育センター	保護者専用 048-556-0894 子供専用 0120-86-3192
2	FAX相談 Eメール相談		(Fax) 0120-81-3192 (Eメール) soudan@spec.ed.jp
3	面接相談	きたうらわ相談室	048-875-7641（予約制） 048-874-3400（障害に関する相談）
		行田市	048-556-4180
4	埼玉県警察 少年サポートセンター	さいたま市	048-865-4152
5	ヤングテレホンコーナー	さいたま市	048-861-1152
6	少年センター西分室	川越市	049-239-6598
7	少年センター北分室	熊谷市	048-524-4016
8	少年センター東分室	春日部市	048-718-4152
9	埼玉県南児童相談所	川口市	048-262-4152
10	中央児童相談所	上尾市	048-775-4152

11	川越児童相談所	川越市	049-223-4152
12	所沢児童相談所	所沢市	04-2992-4152
13	熊谷児童相談所	熊谷市	048-521-4152
14	越谷児童相談所	越谷市	048-975-4152
15	こどもの人権110番	さいたま地方法 務局	048-863-6194 共通ダイヤル 0570-070-110 フリーダイヤル 0120-007-110
16	子どもスマイルネット	さいたま市	048-822-7007
17	さいたまチャイルドライン	さいたま市	0120-99-7777
18	こころの電話	埼玉県立精神保健 福祉センター	048-723-1447
19	埼玉いのちの電話	子どもライン	048-640-6400
20	川口市立教育相談室		(いじめ相談ダイヤル) 048-264-1510 048-267-8208 (いじめ相談メール) ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp
21	川口駅前交番	川口市川口	048-226-5150
22	川口警察署	川口市西青木	048-253-0110
23	武南警察署	川口市大字辻	048-286-0110
24	川口市子育て相談課	川口市役所 第二庁舎内	048-259-9005

【参校資料】

彩の国 生徒指導ハンドブック Its 2019 (平成25年2月 埼玉県教育委員会)
 平成24年度いじめ問題対応協議会からの提言 (平成24年5月8日 川口市教育委員会)
 川口市いじめの防止等のための基本的な方針 (平成28年11月川口市教育委員会)
 いじめ対応マニュアル (平成19年12月 宮城県教育委員会)
 いじめ対応マニュアル (広島県三次市八次小学校)
 すべての学校に具体的な指導計画を! (向山洋一著) 他

<資料>年間行事予定

	活動・行事・研修等
4月	・いじめ防止教育 ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 全体計画・年間計画の確認、生活目標・よい子のきまり配布（懇談会で） 学級別児童写真入り名簿作成 不登校いじめ調査
5月	・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・学校評議員会において基本方針の協議 ・第1回いじめアンケート（みんなのアンケート）調査実施 生活目標の検討・反省、児童理解のための全体研修会
6月	・『人間であること』を活用した人権感覚の育成に取り組む時間 （暴力行為根絶の取り組み）
7月	・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間 夏休みの生活指導、不登校いじめの調査、夏休みのくらし・「たしかめカード」配布 （講師を招いての情報モラル教育…高学年）
8月	西地区巡回指導、個人研修、生徒指導全体研修会
9月	・『いじめ防止教室』の開催 ・「情報セキュリティ講演」（高学年） 生活目標の検討・反省 不登校いじめ調査
10月	・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・第2回いじめアンケート（みんなのアンケート）調査実施
11月	・児童会活動によるいじめ撲滅取組発表会（人権集会）の実施 （いじめ撲滅強調月間の取組） （児童理解のための全体研修会）
12月	・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 冬休みの生活指導、不登校いじめの調査、冬休みのくらし・「たしかめカード」配布 （講師を招いての情報モラル教育…高学年）
1月	不登校いじめ調査
2月	・第3回いじめアンケート（みんなのアンケート）調査実施 ・学校評議員会において基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 （児童理解のための全体研修会 or 生徒指導内容見直し）
3月	・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）（全体計画・年間計画の見直し） ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） 春休みの生活指導、不登校いじめの調査、 春休みのくらし・「たしかめカード」配布、来年度の立案